

指定廃棄物の最終処分場候補地選定等に係る市町説明会疑義応答

平成24年9月14日

Q1(S市)	<p>今回の説明会の開催、栃木県は、どのような考え方とスタンスで、この問題に対応なさるのか、お尋ねいたします。</p>
A1(県)	<p>それでは、どう対応するかですが、先ほどの国の説明の中でもありましたが、8月現在で4,450tが指定されておりまして、その中には焼却灰、下水汚泥、稲わらなどいろいろございます。それが今、それぞれに保管をしている状態でございます。この状態がいいという訳ではなく、国の方針で示したとおり、県内のどこかに処分場を確保しなければならないという状況でございます。県としては、必要な施設と考えています。しかしながら、このような施設というものは、やはり地元の理解がないと設置もできませんので、国に対しては、矢板市になったという選定の結果、決まった経過や施設の安全性を引き続き丁寧に説明をしていくようお願いしたいと考えております。</p> <p>県としても、全庁的に対応するため9月4日に連絡会議を設置いたしまして、9月7日には第1回の会合を実施しました。どんな課題が出てくるかということで、全庁的に対応していきたいと考えておりますので、今後は、この会議を活用しながら、矢板市と一緒に話しを聞いて適切に対応していきたいと考えています。</p>
Q2(S市)	<p>候補地の選定にあたり、栃木県及び矢板市へは、事前に国からの接触や照会があったのか。</p>
A2(県)	<p>結果から先に言いますと、事前連絡はありません。9月3日に、環境副大臣が来られた訳ですけれども、その前後の経過を丁寧に話したいとしまして、8月31日金曜日の夕方、国の方から、副大臣が月曜日に訪問したいということで連絡ございました。内部で調整をいたしまして、知事が午前10時から会うことになりましたので、その旨をお伝えしたところであります。国の方からは、事前に知らせなければならないということで、市町、マスコミへの連絡については、9月3日午前5時に解禁することで指示がありました。</p> <p>9月3日午前5時に副大臣が来る旨を各市町、マスコミにFAXで連絡したところです。午前9時頃、国の担当者の方から電話で連絡がありまして、「候補地は矢板市塩田です。」とのお話しがございました。併せてそのときに、国の担当者の方からお話しがあったのは、「実は矢板市の方に国の部長が出向いていて、県への説明が10時にあって、終わった後に矢板市に伺うので、その旨を矢板市の方に事前に話しているところです。」との話しがございました。</p> <p>その後、10時に副大臣がいらっしゃいまして、今日お渡しの資料で20分から30分弱の説明を受けたところです。</p>
Q3(S市)	<p>先程の説明の中で、環境影響評価を実施すると説明を受けましたが、今後、塩谷広域でも焼却施設を造る訳ですけども、環境アセスメントを1年以上やっています。環境影響評価を6ヶ月くらいの工程で、極めて重要な施設を整備するにあたり、あまりにも期間が短すぎるのではないかと考えますが、国の考えは如何に。</p>
A3(国)	<p>処分場、焼却施設の設置を計画する段階では、周辺的生活環境を把握したうえで、将来的に施設が周辺地域に与える影響分析、人の生活環境保全対策を検討する事により、周辺環境に悪影響を及ぼす危険性が無い事を確認する必要があることから、廃棄物処理施設の生活影響調査指針に準拠した環境影響調査を実施することを考えております。環境影響調査については、調査事項の定義、対象地域の選定、現況把握、各種分析評価、環境影響評価の策定、専門・関係者の意見聴取等の流れで行われますが、6ヶ月というのは、あくまで計画段階での処理期間設定であり、今後、関係者のご理解を得ながら、必要な調査はしっかりと行っていきたいと考えております。</p>
Q4(S市)	<p>最終処分場に併設する仮設焼却炉で、農林業系副産物等の可燃物を現場で焼却して、バグフィルターなどを設置し、安全性の確保を図るとの計画ですが、バグフィルターなどの集塵装置で、原子レベルの放射性物質を100%除去できるもの</p>

Q4(S市)	<p>かどうか。できるというのであれば、8,000ベクレル以上、10万ベクレル超も焼却すると言いましたから、その実証したデータをお示しいただきたい。</p>
A4(国)	<p>廃棄物中のセシウムにつきましては、焼却中に気体または液体となって、排ガスに含まれるものと灰に残るものに分かれます。</p> <p>排ガス中のセシウムは、排ガスと共に冷やされて固体状態になり、煤塵凝集、吸着されます。セシウムを吸着した煤塵はバグフィルターなどの集塵装置で捕集され、十分に除去されます。バグフィルターとは、きめ細やかな濾布で形成され、それによってサブミクロンの粒子を濾しとって、大気への排出を低減します。煤塵粒子は数十マイクロメートルのため、濾布を通過せず捕集されます。実際のごみ焼却施設5か所で測定をした結果、排ガスに含まれる放射性セシウムの除去率は99%以上ということでした。また、農林業系副産物の牧草を焼却した実証実験の結果、これについては現在、一関市で焼却している結果ですが、バグフィルターでセシウムを充分除去できることを確認しております。指定廃棄物のセシウム濃度を十分に把握し、必要があればヘパのフィルターも含めて安全な焼却ができるように配慮してまいりたいと考えています。また、特措法では排ガスの測定を月に1回以上と定めております。また、原発の事故により設置された焼却施設についても連続的にサンプリングし、1週間に1回測定している状況にあります。これらのことを踏まえ、安全性の確保のために、どのようなサンプリングが適切なのか、専門家の意見も聞きながら決定していきたいと考えています。</p>
Q5(S市)	<p>国が7月19日に説明会をやっていただいたのですが、その際に配布された資料を見ますと、可燃性廃棄物は、指定廃棄物の発生市町ごとに小型の焼却炉を設置し減容化を図ったうえで、それができない場合、最終処分場に併設される仮設焼却炉で焼却するとされておりました。そこで質問ですが、この併設された仮設焼却炉で、どのくらいの数量の可燃性廃棄物を焼却する予定なのか。</p>
A5(国)	<p>ご指摘の7月19日の説明会の説明資料において、3月30日に公表した「指定廃棄物の今後の処理の方針」においても説明しているとおり、可燃性廃棄物は既存の焼却施設で焼却できない場合、指定廃棄物の発生市町村ごとに設置する小型の仮設焼却炉、あるいは最終処分場に併設する仮設焼却炉で焼却するという処理の流れを示したところであります。ただ今回、最終処分場内に併設される仮設焼却炉を最大限活用するという事で、県内にある8,000Bq/kg超えの農林業系副産物を全量焼却することを想定しております。</p> <p>県内にある8,000Bq/kg超えの農林業系副産物計3,775t。今後発生量が増加することが見込まれますが、県内に発生する可燃性廃棄物については最終処分場に併設する仮設焼却炉において全量を焼却する予定という事でございます。</p>
Q5-2(S市)	<p>とういことは、発生市町ごとに焼却はしないで県内の可燃性廃棄物、指定廃棄物は最終処分場の仮設焼却炉で焼却処理するという事ですね</p>
A5-2(国)	<p>はい。</p>
Q5-3(S市)	<p>発生市町ごとに減容化を図るということは、現実的には考えていないということではよろしいか。</p>
A5-3(国)	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系副産物というものも、それぞれの市町の中で多量にあるということですので、それについてはそれぞれの市町の中で焼却処理をお願いしていきたいということです。</p> <p>首を傾げておられるようなので、繰り返しご説明申し上げますと、8,000Bq/kgを超える物は指定廃棄物あるいは指定廃棄物等の物ではありますが、これはここで一括して燃やすと提案させていただいてるところです。ただ、もう一つ説明させていただいたのは、8,000Bq/kg以下の物につきましては、恐縮ですが、個別に焼却をしていただきたいと思います。ただ、その際に、8,000Bq/kgを超える物という形で出てくる物については、私どものが今ご提案させていただいている考え方の最終処分場でお引き受けするという考え方に立っているということでございます。</p>
Q5-4(S市)	<p>8,000Bq/kg以下の廃棄物については、発生市町ごとに減容化を図って、その主灰、飛灰については最終処分場へ埋め立て処分をするということではよろしいのか。</p>

A5-4 (国)	<p>灰については、8,000Bq/kg以上であればお引き受しますということでございます。それで、先ほど資料で説明させていただいてますけども最終処分場の容量を計算するにあたりまして、46,000 t くらいの農林業系廃棄物がございまして、それが一応、主灰、飛灰ともに8,000Bq/kg以上になるという前提で容量は計算させていただいております</p>
Q6 (S市)	<p>活断層について質問します。我々の調査では、選定地のすぐ東側数百メートルに、栃木県を代表する「関谷断層」が存在していると思われまして。この関谷断層は、学説だと活動度はA級の活断層で東西の地殻がぶつかり合って、東側の地殻が西側の地殻に深く潜り込んでいくといわれています。万一、関谷断層の断層面が滑ることで地震が発生いたしますと、当該最終処分場候補地は西側になりますので、西側部分は跳ね上がるような感じでかなり大きな地震・被害が生じると最近報道された。8月20日の産経新聞です。この選定にあたり、この活断層の存在を国の方はどう評価したのか。また、もう一つ、半減期が30年といってもかなり長期に管理を要する指定廃棄物最終処分場は、活断層の近くに作ってはならない建造物と我々は考えてますが、国はどのように考えていますか。</p>
A6 (国)	<p>先ほど、資料の説明をしたときに活断層についてどのように考えたかということも説明させていただいたつもりですが、おそらく関心が高いところなので、少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。まず、関谷断層については先程後ご説明したように、ここについては関谷断層が指摘されているという認識のもとで、実際に文献調査や現地踏査を含めてやってございます。その結果についてご説明しますが、文献といたしましては、候補地に隣接する関谷断層は30 km から40 km くらいと言われておりますが、南端方向について近接している可能性があるということでございます。そこについて3つの文献をベースにして考えてございます。1つは、活断層詳細デジタルマップで、資料の中で赤い線が引いてあって説明した部分です。その文献により、例えば「地形的な特徴により活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定ができない」という形になっております。従いまして、推定活断層ではないかということで、先ほど申し上げた資料では青線になっている情報でございます。</p> <p>第2点では、日本の活断層分布図資料という資料がございます。これについては「当該断層を南東方に活断層があると推定されるもの」これは、推定活断層ということになると思っておりますが、推定活断層という見方をされています。もう一つ、地震調査研究推進本部（注 文部科学省）が2005年にやったデータでは、関谷断層の評価を活断層であるという見方をしております。この3つの文献の中でも、評価が異なる訳であります。評価が異なった段階で、それじゃ一体どうなのということ、ダムのでんを造る時にどのような形で調査をするか、評価をするのかという考え方に立っています。ダムの堤体調査のときの考え方に沿って現地を見たり、見た結果を先ほど資料で丁寧に説明させていただいたつもりです。この調査では、まず、航空写真を見て地形の判読調査をやる。何をやるかという候補地から5 km くらいの中で異なる地形の境界みたいなものが見えるか見ます。航空写真で見たところが、いわゆる関谷断層だと言われているものが確かにありました。じゃこれはどういったものなのか、明確なものなのか、あるいはどこまで繋がっているのかを見ていくものであります。その結果として、線状模様はあるんだけど、明瞭度が乏しいとかあるいは今回の候補地として私どもが示している所についてはどうなのか、あるいは、実際、その線状模様の所を歩いてみたらどうなのか、現地踏査により露頭を確認して、その結果、先ほど南の方の線状模様がありましたと言ったところの線状模様は活断層であるという可能性は低かったということです。それともう一つ、評価のところ、大きな線状模様が繋がってなくて、途中で大きな単体の模様が出ているとか、あるいは露出しているところを見ると線状模様と同じような平行した形で断層は見られなかったとか、節理の状況を見て確認したところでありまして。その結果、ここについては活断層ではないと判断したところです。</p> <p>次に、なぜそんな所の近くに作るのかということですが、例えばダムの指針の考え方をいいますと、詳細調査はやりますが、要は活断層の真上にダム堤体が無ければ建設は可能であるという考え方でありまして。ですから私どもとしては、今</p>

A6 (国)	回いろいろ絞るにあたって、まず、活断層と思われる所から3kmは出来ないということではないのですが、調査の対象から除外しました。これは安全・安心という観点から、ご指摘の事について本当に大丈夫なのかといろいろ調べて、結果として、こういう判断しました。実際に施設を造らせていただくときには更に、必要な調査をやるということは当然のことだと思ってます。でも今の段階では、そこまでの調査をして活断層ではない、推定活断層だとし、なおかつ800mから900m離れているということの評価している訳です。
Q6-2 (S市)	我々の見解とあまりにも違うので反論させていただきます。今の説明だと、ダム設計基準を採用して真上でなければ建造可能とおっしゃいました。これでよろしいですか。
A6-2 (国)	ダムでは、そういう考え方をしていると申し上げただけです。要は活断層というところから3kmは除外しているといいました。これは明らかにダムの発想と違います。繰り返しますけど、ダムは真上でなければ出来るという訳なんですけど、そこまでギンギンということではなく、まず、活断層から3km地区は除外しましょうということなんです。
Q6-3 (S市)	はい。分かりました。それでは3kmなんですけど、阪神淡路大・震災のときは活断層が動いてかなりの被害がありました。その活断層から幅何kmが甚大な被害があったかご存じですか。
A6-3(国)	教えていただければありがたいです。
Q6-4 (S市)	幅4km、5kmという範囲が甚大な被害を被っています。ということはこの場合、西側の方が跳ね上がって被害が大きいという報道がありました。今後数百年残るようなものを1km以内に建造するのはいかがなものか。また、現地に行って調査をしたということですが、線状模様を確認したが候補地には延伸しない。線状模様は活断層ではないと判断した訳です。節理が発達したものだ結論付けていますが、活断層は繰り返し活動した結果であって、地表にも大きなズレを生じることが一般的にも知られていますが、先ほどおっしゃいましたように、活断層は航空写真で判断しましたという説明を受けました。ある程度は合っていると思いますが、今回は航空写真の判断だけではなくて実地踏査を実施したので精度は写真判定より若干向上していると思いますが、やはり、我々とするに不十分と言わざるを得ない。年数が経って断層を関東ロームが覆っている場合があります。それは、地形の実地調査では確認できないと我々は懸念しています。ですから、やはり重要な施設ですから、物理探査やボーリング調査によって活断層の有無を確実に調べて、候補地を選定すべきと我々は思っています。これに対する回答はいりません。
Q7 (S市)	続きまして、栃木県内で発生した指定廃棄物の処分は、栃木県内で実施する方針と聞いたが、県内の最終処分量はどのくらいと推計されるのか。全数は資料で分かるが、各発生市町ごとの指定廃棄物の数量を具体的に、市町にお配りいただきたい。
A7 (国)	ここで回答しますと、8月3日時点では那須塩原市1,225 t、高根沢町67 t、大田原市871 t、日光市44 t、宇都宮市184 t、上三川町852 t、那須町952 t、矢板市250 t、合計4,445 tとなります。現在県内にある8,000Bq/kg超えの数量については、再度整理をして後ほど、各市町に送付いたします。
Q8 (S市)	ぜひそのようにお願いします。現地踏査の結果において、「地下水位は深いと推察され、施設の地下水侵入に対する長期的な安全性で有利」としてはいますが、実際に、地下水位のボーリング調査を実施した上で選定したのかの有無をお伺いしたい。
A8 (国)	地下水位の調査は実施していません。ただし、地形調査等の判断により地下水位は地下10mより深い深度にあると我々は推定しています。最終処分場の埋立地につきましては、コンクリートの躯体からなり、地下10mほど見込んで使用します。施設については遮断型構造ということでコンクリート容器の中に埋め立てる

A8 (国)	<p>ということ、また、目土などについては直接浸透しないという構造、また外周部については、点検廊として二重構造にします。外部に浸透水が漏れ出すことはありません。施設は地下に埋設する遮断型ですし、水を通しにくいベントナイトで覆い水を遮断しています。これらに加え、コンクリートの品質管理や定期的な検査を継続的に行うことで周辺地下水への透水を防ぐようしてまいりたいと考えております。また、地下水の浸透防止のため、できるだけ地下水の低いところに造るのが望ましいと考えております。</p>
Q9 (S市)	<p>最終処分場の建設にあたりまして、同所は国有地であるため、地元の同意は法的には不要と一部報道ではあります。本当に、地元の同意は建設着手の条件になるのかお聞きします。</p>
A9 (国)	<p>法的に言えば、おっしゃる通りに地元の同意は必要ないという整理であります。ただ、私どもとしては出来る限り地元のご理解・ご協力を得た上で設置をしたいと考えております。ですから、県、地元、地元の市、近隣市町を含めて、できるだけ丁寧に設置の必要性とか、あるいは我々の考え方、選定の結果、あるいは施設の安全性などについてを説明させていただいて、ご理解をいただけるように努めていきたいと考えています。</p>
Q9-2 (S市)	<p>相当な時間、労力を理解するのにかかると思いますが、それでも理解するとは不明だと思いますが、理解が得られるまで建設に着手しないという見解でよろしいですか。</p>
A9-2 (国)	<p>私どもの判断はどこの段階でどうするかというのは、今回の説明会も説明しているというのではなくて、「我々はこういう事をやりたいと思っているんですが、考え方を聞いてください。」というつもりであります。どこかの段階で判断をしなければならぬという事が出てくるとは思いますけども、我々としては、できる限りご説明を繰り返し繰り返し丁寧にご理解を得ていきたいと考えています。</p>
Q10 (S市)	<p>矢板市に大変失礼な質問だと思いますがあえて質問させていただきます。万一、最終処分場がどこかの市町に建設が決まったとします。その場合、当該市町には、原子力発電所設置の際に交付される特別交付金のような資金が、国から交付されるのか。</p>
A10 (国)	<p>国の責任で処理するということではございますけども、県内に指定廃棄物が有って、実は今も確実に増えているという指定廃棄物を迅速に処理したいという観点で施設を作らせていただきたいと思っているわけではございます。そういうことではございますので、こういった単語を使うのが適切なのかわかりませんが、振興策みたいなものについては考えているということではございません。ただ、実際お願いをしていく中でいろんなご意見が地元から出てくるとは思います。それについては真摯に聞いていくのは当然のことだと思います。</p>
Q11 (S市)	<p>どうしても関谷断層の事が我々としては気になる。国のスクリーニングでは、資料に10ページでは活断層が赤で表示があります。たぶん矢板の兵庫畑辺りまであります。以南は青ですから推定活断層ですね。ということで、いろんな文献を見ても関谷断層の南端は塩谷町喜佐見なんです。我々としてはどうしても納得がいかないです。どうしても候補地の東側に活断層があると認識していますから、やはり、スクリーニングで除外する地域に該当すると我々は思うんですが、もう一度、関谷断層に関してご見解をお願いします。</p>
A11 (国)	<p>先ほど説明をさせていただいたつもりなんですけども、要は断層はある。なし。その断層というものはどういう性格のものか、ある一定の議論が必要で、S市さんはこういう風に思われるよ。我々は、我々のデータでこういう形でやりますという事なんです。それは、どっちがどれだけどういう事なんですかという議論をすればいいんだと思います。先ほどのご意見でもっと調査しろとおっしゃられました。どの段階で調べるかという問題もあるんですが、例えば、実際建築する段階になれば、更に詳細設計をやるしますので、その段階で必要な調査はもち</p>

A11 (国)	ろんやります。今の段階でどこまで必要か、どういう議論が必要かということだ と思いますので、それはぜひ議論をして、説明をさせていただければと思いま す。
Q11-2 (S市)	現地踏査だけで決めたというのは不満です。「選定」というのはかなり重いも のだと思います。今の段階でこの調査では拙速だと言われても、非難されてもし かたないのかなと思います。説明を聞くと選定した理由は、場所的なスペースと か地形的な面だけで、最終処分場を建設するにあたり、より安全な処分場を建設 できると主張するならば、確実に現場をあらゆる手を尽くして調査を行なって本 当に近くに活断層が無い、近接していないという安全な適地を選定すべきと思 います。
A11-2 (国)	私の説明が上手くないのでご理解いただけていないところもあると思うので すが、要は判断をするときには、いろんな段階での調査のレベルというものがある と思います。私どもとしては、候補地の選定にあたっては、必要な調査はやって いるというつもりです。そして更に先に、その段階で地質調査だけじゃなくて、 詳細設計の際にはいろんな調査をやっていかなければならないと思います。環境 影響評価もその一つであると思います。そういう中で、また説明をさせていただ ければと思っております。それと、選定をするというのは、私どもの作業の中 で、ここが適地でなかろうかと選定させていただき、それで今説明をさせていた だいている段階です。要は、私どもの考えを説明させていただいた初めての段階 だと思っております。ですから、先ほどの話しの中で、いろいろ言われましたけ ども、まずは私どもの話しを聞いていただきたい。そこが納得出来ないよと言葉 をいただきましたなら、そこをまた説明させていただきたいと思います。そうい うことだと思えます。
Q11-3 (S市)	ちょっと話しがずれているので、関谷断層の話しに戻ります。指定廃棄物の中 には10万Bq/kg超の高濃度に汚染された物も想定しているとの説明でした。文部 科学省の地震調査研究推進本部では、関谷断層は栃木県北部から沿って伸びて、 全国の110ある活断層の一つと公表しています。長さは約38km、断層の西側が東 側に対して相対的に隆起しているということも分かっています。常識的に考える と、活断層の性質として、長い断層ほど大きな地震が起こす。これは専門家なら 分かる事だと思えます。そういう原則からすると地震の被害の危険性は、今回の 候補地は大きいのかなと思います。関谷断層は矢板市の寺山まで伸びていて、そ の以南には存在しないと環境省はしていますが、逆に言えば、寺山の宮川には確 実に露頭が確認されています。候補地までの距離は2.3kmです。3km以内なので当 然、第1次スクリーニングで除外すべきものではないかと思われま。これは露 頭は文献等で確実に確認されています。環境省が言う3km以内に入るとわれま す。この点はいかががお考えか
A11-3 (国)	まず第1点の先ほど言われた文献については我々が申し上げた3つの文献のう ちの3つ目でございます。ですから、我々もそれを見て、その結果として先ほど 申し上げたような調査をしたと申し上げます。もう1点のお話しについては、存 じ上げないので、教えてください。教えていただいで正確にお答えする方がい いと思えます。
Q11-4 (S市)	原子力保安院の指示で東海第1原子力発電所を建造する際に日本原子力発電株 式会社が現地調査をした結果、寺山付近には明確な露頭があるとした資料です。 環境省のホームページにも公表されていると認識しています
A11-4 (国)	教えていただきましたが、繰り返し、誤解が無いように言いますと、私どもも 確かに、全ての資料を全部当たったかということ、そんなことはできません。誰が やってもそうだと思います。出来る範囲でやっています。それはご理解ください。 出来る範囲で、我々は3つの文献と言いました。そのうちのデジタルマップとい うものを使ってスクリーニングをしたと言いました。3kmでスクリーニングした と言いました。それはじゃ、他のでも3kmだという時に自動的に外されるべきだ という事を言っている訳ではないんです。そこも理解いただきたい。つまり、繰 り返しますが、3kmの所については作らないと申し上げた訳ではなく、今回のス

A11-4(国)	クリーニングでは外して作業をしたということです。
Q11-5 (S市)	それじゃ、全然評価が違うじゃないですか。最初から3km以内にあるとか無いとかは、重要な問題ですよ。これは、全部確認することは無理だということは、重要な施設を造るのに、やはりこれも拙速に言わざるおえないですね。あらゆる文献、あらゆる資料に目を通して確実にそこに活断層が無いといったうえで。
A11-5 (国)	あの、すみません。我々は、我々として広く文献を調査したつもりでございます。私ที่ไม่知らない知見については、教えていただいたんで、勉強させていただければと申し上げます。ただ、我々のやった事はそういう事です。3kmであるということではなくて、3kmであるという事から先に進んで、いろいろ調べさせていただいたということでございます。
Q12 (M町)	M町長でございます。今日は担当者会議という事なんですが出席させていただきました。私の他に何人かの首長さん、町長さんも出席していただいています。というのは、この問題は、当事者の矢板市さんや、さくら市さん、塩谷町さんだけの問題ではなくて、やはり全県的な問題として非常に重要な問題と考えているからです。そういう中であって一つ、どうしても首長として腑に落ちない点があります。というのは、7月19日の件についても「担当者会議」でした。そして、今日も「担当者会議」なんですよ。本来でしたら「首長及び担当者会議」とするべきだったのではないかと。我々首長は、住民の最前線に立って、最終的な責任を負った判断をしなければならない立場にあります。その首長がですね、こういった場所にお声がかからないというのは私はいかがなものかと思ひます。実は今日、この担当者会議があるということで、多くの首長さんから「やはり出席すべきではないか」という声が上がっていましたが、実は今、どこの自治体でも議会開催中なのです。たまたま、私、T町、N町の町長さんがいらっしゃいますけども、議会の合間を縫って日程を調整して出てきています。また、M町では、副町長さんもお越しになっています。今後もこうした担当者会議をもって会議の開催としていくのかお聞きします。
A12 (国)	大変ありがとうございます。極めてお忙しいなかご出席いただき賜りまして、本当にありがたいと思っております。我々としましては、いろんな立場のところで、いろんな判断があろうかと思ひます。それでですね、ぜひ、そういう機会を与えていただければ、ぜひ私どもが説明をさせていただきたく実は思っております。今回お叱りを賜った訳ですが、担当者の方々ということで県と相談して、このような会議となっておりますけども、首長さんの方々に直接お聞きいただけるという話であるならば、すぐにそういったことをお願いしたいと思ひます。ただ、一点だけ、県にご説明を申し上げます。また、個別に、私どもが提案した地元にも聞いていただけていない状況ですから、その点についてのことも考えていかなければいけないのかなとまずは考えてございます。 今回の説明会については、まだスタートしたばかりということで、私どもとしては、10日に知事が矢板市長さんと面談させていただいて、まずは、国の説明を県と一緒に聞こうじゃありませんかという形でスタートした訳でございます。矢板市長さんにおかれましては、また突然の候補地選定ということもありまして、まだその時期ではないとのご答弁がありました。それは当然、地元の状況とか市としての内部の組織も作っていくようでございますが、そういったなかでの検討を踏まえて説明を受けるということだと思ひます。そういったこともありまして、県としてもまず、第1段階として矢板市さんと一緒になって国の説明を聞こうというところから入っております。それと並行してですね、当然周辺の市町はじめ県内全体としての問題とお話しもございましたので、その方向で説明を受けていかなければいけないと考えております。今回の担当者説明会をもって「説明をした」ということでは全くなく、あくまでもここをスタートに、いろんな視点から疑問点上がったように、いろんな視点から詰めることによって、成果が高まっていくと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。
Q12-2 (M町)	説明がございましたが、残念ながら今回については、手順が若干違うのではないかとこの気持ちを拭いきれないということです。それだけ申し上げておきます。回答は結構です。

Q13 (N町)	N町長でございます。何点が質問していきたいと思っております。今回の最終処分場、全国に先駆けて栃木県に決定したということですが、なぜ栃木県が一番なのかをお聞きしたい。
A13 (国)	こういう言い方をすると答えになっていないかもしれませんが、経緯を申し上げますと、今年の4月から5月にかけて、副大臣が指定廃棄物がいっぱいある自治体のところを回らせていただいて、国として場所を選びたいんでご協力してくださいと回ったのが5県でございます。その5県のうち、自分たちで探してみるからと言った知事さんもいて、その結果4つの県で自治体のデータをいただきながら私どもが作業をしてきたという訳です。その作業の進捗が当県が一番早かったということでございます
Q13-2 (N町)	これまでも国の対応を見ておりますと、栃木県というのは放射能対策に対しては取り残されたといいますが、栃木県に対する対応が福島県とはかなり差があるという風にしか思えない。そのなかで、最終処分場であるとかそういったものは、やはり先駆けてやるのはどんな困難があっても福島県を優先すべきだと思っています。いくら指定廃棄物が福島県に次いで2番目に多いといってもですね、この栃木県を福島県に先駆けてやるということは、またしてもモデルを作るための試験みたいなことを栃木県でやろうとしているのではないかというようなことを感じてならないものですから、その点はどうでしょう。
A13-2 (国)	そのようなことは一切考えてございません。福島県におきましても放射能諸対策を含めて、今大きな処分場を1つ造らせてくれと地元にご提案させていただいております。福島を置いて栃木で処分場を造るのではなく、福島でも努力しておりますし、実際に指定廃棄物が出ているところには出来るだけ早くそれもやりたいということです。できるところは全部やっていきたいというのが我々の思いです。
Q14 (N町)	先ほど、S市の担当の方からいろいろと質問が出たんですけども、あの質問は、栃木県県民の純粋な不安を総合していると思うんですね、そのなかで栃木県は特措法の中で汚染状況重点調査地域というのが8市町です。ところが、S市さんは8市町に入っていないのに、それでもあれだけ不安を抱えているということで、住民はとても不安に感じていることを環境省はどのようにお考えでしょうか。
A14 (国)	施設を造らせていただくことに関して、不安だけじゃなくご不満も含めて、あるいはご理解も含めているような気持ちを持っておられると思います。そういうものを充分意識して、丁寧にご説明をしなければいけないと思っております。
Q14-2 (N町)	私は県北におきまして、焼却灰、特に飛灰ですけれども、これまで処理について大変苦労しました。8,000Bq/kg以上の飛灰もありますが、8,000Bq/kg以下でもですね、住民の反対というのでとんでもないほどこれまで経験しております。N町の場合、仮置き場を2か所設置することで住民と合意したんですけども、これにどれだけ労力を費やしたかということを考えますと、先ほどの部長の説明の姿勢がどうしても上から目線という形にしか取れないんですね。環境省は総力を挙げて調査したから、これで間違いではないんだというような形がどうも見え隠れしながら話しているように見えます。そのようなことを私たちの地元で話しをすれば、総スカンくって全く浸透しないということだと思うんで、もっと住民の側に立った、親身になった説明というものをしなければならぬと思っておりますが、いかがでしょうか。
A14-2 (国)	ありがとうございます。上から目線というのは私の不徳のいたすところだと思います。そういったご指摘はありがたいご指摘だと思います。私どもも政務三役、大臣はじめ。とにかくまず聞いてもらうことから始まるんだということを理解しております。そういう意味で本日このような場を設けていただいたことは大変感謝しております。これを契機に更に機会を与えていただければ、その中でまた理解が深まっていくと思っておりますし、我々の理解も知らないこともある。それを謙虚に受け止めてるつもりですし、教えていただきながらやっていきたいと思っております。大変ありがとうございます。

Q15 (N町)	<p>最後ですが、県民も、最終処分場は設置しなければならない。除染が進まない、放射能対策は進まないという総論は理解していると思うんです。最終的なところで様々な不安が払拭できないでいるといういろんな問題があります。一方で、塩田地区の空間放射線量は平均で0.7μsv/hであります。これは、かなり私は高いと思っておりまして、ここで認められる除染メニューは低線量メニューだけなんです。そういったところで低線量メニューは効果がないということで、この前環境省にも行きましたが、このような不安が払拭されない状態で処分場を受入れるという都合のいい話になっているので、地元の方々も理解ができないという風に思いますので。そのような不安を総合的に県民のそして住民の不安を払拭できなかつたというような対応の仕方が必要かなと思います。</p>
A15(国)	<p>ご指摘ありがとうございます。</p>
Q16 (S市)	<p>資料をいただきました「指定廃棄物の最終処分場の構造に関する考え方」6ページお願いします。ここでは、仮設焼却炉の説明があります。環境の説明によりますと10万Bq/kgを超過の指定廃棄物も処分するとありました。10万Bq/kgを超過すると高濃度に汚染されたものとして厳重に管理しなければいけないと思います。これまでの説明ですと、我々は原発のゴミとすると指定廃棄物は低レベルであるから、ここでいう濾過式集塵機、バグフィルターで集塵して管理目標を達成できると説明されました。でも、100%ではなく99%でした。それでは付近住民が納得しないです。現在、原発の施設内には、原発ゴミを焼却する施設が現にございます。そこではバグフィルターではなくて、よりきめの細かいヘパフィルターが使用していると専門家は指摘しています。つまり、言いたいことは、仮設焼却炉における環境保全の最大のターゲットは、ダイオキシンも含めてですが放射性物質だと思えます。だから、「バグフィルターで99%以上除去できるから安心だ」ではなく、より安全なヘパフィルターを導入した施設を作らなければ、県民のご理解は得られないと思うのですがどうですか。</p>
A16 (国)	<p>今の議論ですが、我々の考えている施設では、バグフィルターを使うということになってはいますが「より良いものがあるなら良い物を使え」というご指摘があれば使うようになると思いますが、今のところは、バグフィルターというものだけを考えているということでございます。専門家の意見も聞きながら考えていきたいと思えます。</p>
Q17 (S市)	<p>遅くまで大変すいません。それでは最後にします。やはり、我々最終的には活断層に関心がいくんですけども、最新のですね、関谷断層に起因する今後の地震発生危険について、本年に入って2回報道されている。一つはですね、本年4月17日読売新聞で、内容は「政府の地震調査研究推進本部、これは文科省ですね、は関谷断層におけるマグニチュード7級以上の地震の危険性を指摘する。同本部は2004年に100年以内の地震発生はほぼ0と長期評価をしているが、ほぼ100%とは、あくまで38kmある活断層全部が動くまれなケースであり、断層の一部が動くマグニチュード5から6級の地震はもっと高い確率で起こりうると説明する。」ということがありました。</p> <p>また、もう一つですね、本年8月20付産経新聞です。これは、江戸時代初期から現在までの約400年間で、関谷断層を震源とする地震は2度記録されている。このうち、1659年2月30日の会津下野地震では、断層西側の震度が6強に達した。断層に近い塩原温泉はほぼ壊滅」との記事が掲載され、東日本大震災の東北地方太平洋沖地震ではマグニチュード9.0であり、日本列島の地殻が受けた影響も非常に大きいということで、大震災後はすべて変わってしまった、ということをおっしゃっています。で、政府の地震調査委員会は平成16年、関谷断層の向こう30年の地震発生率をほぼ0%とする長期評価を公表したが状況は変わった、と言っています。東日本大震災以降、関谷断層による地震の発生をほぼ0%とする長期評価に大きな疑問符がついた状況にあります。というようにですね、わたくしどもが何回も言っているようにですね、関谷断層に近接する候補地を選定するにあたっては、このような報道を国が知っていて評価したと思えます。把握しているのであれば、これをどのように検証してこの候補地選定に反映させたのか、そこが知りたいところであります。</p>

A17 (国)	<p>そのようなですね、繰り返し申し上げますけども、過去の文献でありますとか、過去の知見を踏まえて、それで現在どう評価してくか、現地の確認を踏まえて、どのように評価するかを今やらせていただいている、その結果を踏まえて今回、わたくしどもの提案を出させていただいてるわけでございます。そういう意味ではですね、どのように考えたか、とのご質問だったんですが、そのように考えた結論が今の提案でありまして、それについて我々が持っている知見を繰り返しと言いますか、丁寧に説明させていただくことで、ご理解をいただけるものならば、ご理解をしていただきたいということです。</p>
Q17-2 (S市)	<p>回答になっていないです。こういった報道を知り得ていますが、ということです。</p>
A17-2(国)	<p>知っています。もちろん知っています。</p>
Q17-2 (S市)	<p>知っているということは反映させたんですね。知り得たことを反映してこの評価なんですね。選定結果なんですね。はい、以上です。</p>
(県)	<p>他に質問はございませんか。 質問がございませんようですので、以上を持ちまして「指定廃棄物最終処分場の選定等に係る市町説明会」を閉会いたします</p>